

大和市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第33号

大和市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

大和市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める規則（平成27年大和市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項各号列記以外の部分中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項に規定する方法」を「電磁的方法」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第31条第14号の次に次の1号を加える。

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第31条第21号の次に次の1号を加える。

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

第33条中「第11条第1項」を「第11条」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。